



退職金と税

退職に際して勤務先から支払われる退職手当等は、退職所得として所得税・住民税がかかります。

退職手当等の支払を受けるときまでに、「退職所得の受給に関する申告書」を提出している人については、源泉徴収だけで課税関係が終了しますので、原則として確定申告をする必要はありません。

「退職所得の受給に関する申告書」を提出しない人で、退職所得に対する税額が源泉徴収された税額よりも少ない場合は、確定申告をすれば源泉徴収税額の還付を受けることができます。退職所得は、収入金額から退職所得控除額を差し引いた金額をさらに2分の1にした金額となります。

住民税は、前年中の所得について税額を計算することとなりますが、退職所得については、他の所得と分離して退職所得に対する税額を計算し、所得税と同様に支払額からその税金を天引きして引きます。

年金と税

公的年金等や公的年金等以外の

年金を受け取ったときは、雑所得として所得税・住民税がかかります。

公的年金等とは、国民年金法、厚生年金保険法、共済組合法などの法律に基づく年金などをいいます。

公的年金等と公的年金等以外の年金では、次のとおり所得金額の計算方法が異なります。

公的年金等に係る雑所得の金額は、収入金額から、収入金額と年齢に応じて定められた「公的年金等控除額」を控除して計算します。

なお、公的年金等については、その支払いの際に源泉徴収が行われます。

一方、公的年金等以外の年金に係る雑所得の金額は、収入金額から保険料または掛金の総額を基礎として計算される必要経費を控除して計算します。

なお、遺族年金や国民年金法などによる障害年金は非課税所得となり、税金はかかりません。

※公的年金の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は不要となります。（ただし、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります）

また、町・県民税の控除（扶養・生命保険・地震保険など）の適用を受ける場合は、住民税の申告が必要となります。

なお、所得税の確定申告をした人は、改めて住民税の申告書を提出する必要はありません。

国民年金

住民課高齢者医療年金係 ☎64-7702

国民年金保険料を前納できます ～口座振替がお得です～

国民年金の保険料には、一定期間の保険料をまとめて納めることができる前納制度があります。前納すると保険料が割引になります。

現金での納付を希望する人は「国民年金保険料納付案内書」に付いている「下期」の納付書（令和元年10月～令和2年3月の6カ月分をまとめて納付するとき使用）を使い、令和元年10月31日までに納めてください。

また、口座振替で6カ月分の保険料を前納すると、さらにお得です。口座振替で保険料の前納を希望する人は、8月末日までに金融機関または年金事務所へお申し出ください。お申し出の際には、①預貯金通帳、②預貯金通帳届出印、③基礎年金番号が分かるものをご持参ください。

なお、保険料を前納した期間中に、就職して厚生年

毎月現金で納める場合	16,410円×6カ月＝98,460円	
現金で前納する場合	97,660円	800円割引
口座振替で前納する場合	97,340円	1,120円割引

※6カ月分の保険料を前納する場合の割引額

金に加入するなどの理由により国民年金保険料を納める必要がなくなった場合には、それ以降の期間の保険料は還付されます。

付加保険料のご案内

将来、より高い老齢給付を受けるために、第1号被保険者（自営業者等）や65歳になるまでの任意加入被保険者は、ご希望により定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めることができます。付加保険料を納める場合には、定額保険料を納めることが必要です。

付加保険料を納めると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金を受けられます。付加年金の計算式は次のとおりです。

年金額 = 200円 × 付加保険料を納めた月数

なお、国民年金基金に加入している人は、付加保険料を納めることができません。

付加年金の加入をご希望の人は、年金手帳・印鑑をご持参の上、住民課高齢者医療年金係へお申し出ください。

問い合わせ先 前橋年金事務所 国民年金課
☎027-231-1706